令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

基 本 方 針

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務は、ますます重要なものになってきています。

このような社会からの期待を認識したうえで、国の福祉政策が(西暦)2025年までのビジョンとして掲げている"「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現"を踏まえ、地域で暮らす幅広い立場の住民参加を基軸として、各種ボランティアやNPO、民間事業者など様々な人の参画や、専門職・行政等のバックアップによって、「他人事」ではなく「我が事」として住民が主体的に取り組む活動を、共に進めます。同時に、子どもから高齢者、障害者や生活困窮者に至るまで、分野を問わない「丸ごと」の相談・支援体制の確立により、住民の福祉サービスへのアクセス向上や、効果的・効率的な福祉サービスの提供に努め、絶えず評価・検証結果を反映しながら推進し、社会的孤立を防ぎ、人と人が支えあうことができる「地域づくり」をめざします。

また、平成29年度(2017年度)から5年間の地域福祉事業の羅針盤となる、「地域福祉活動推進計画」を行政との連携のもと推進・進捗管理するとともに、地域のニーズを的確に把握、解決するための協議の場の設置や社会資源の開発など「地域の福祉力」を高めるための支援活動に力を注ぎます。

これらを推進する基盤として、職員一人ひとりが仕事へのやりがい を持ちながら、自身の将来像を描くことができる持続可能な組織運営 をめざします。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現のため、地域住民、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業、行政などと連携を密にし、分野横断的かつ包括的に支援する体制を構築し、社協の総合力を一層発揮します。

重点項目

1 法人運営事業

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された、きわめて公共性の高い民間の団体であり、行政機関からの補助金・委託金及び会費・寄附金並びに共同募金配分金、介護保険事業等の収益などを主な財源としています。

事業の運営にあたっては、公正かつ効率的な運営に努めなければならないことは 当然でありますが、本会が地域福祉活動を安定的に推進するためには、財源の安定 的確保も必要とされます。

そのため、今まで以上に組織経営のガバナンス強化や運営状況の透明性の確保に 努めると共に、住民と行政の理解と協力を得ながら、地域福祉活動推進のための予 算確保、適正な事業運営に努めてまいります。

2 地域福祉推進事業

公的制度だけでは解決できない、様々な地域福祉課題や多様化するニーズに対応するため、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関との連携を図りながら、地域福祉の課題解決に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

また、地域福祉を支える担い手の育成や地域の絆と交流を育む居場所づくり、更に、大規模災害時の対応力強化を図るための災害ボランティアセンター設置運営研修を実施し、災害ボランティアリーダーの育成に引き続き取り組みます。

今年度は、玉野市の地域福祉の推進における各主体の役割を示した「地域福祉活動推進計画(第2次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画)」を、行政と進捗管理・評価を行いながら、より具体的に活動を推進し、安心して暮らし続けることのできる「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」を目指します。

3 子育て・障害関係事業

子育て支援及び障害者の支援事業等、市からの受託事業を積極的に展開し、他の 地域福祉事業と連携しつつ、住民の多面的な福祉ニーズに応えるようサービスの提 供に努めます。

4 介護保険等総合支援事業

介護保険法及び障害者総合支援法に共通した理念である「尊厳の保持」に基づき、利用者がどのような状態であっても、本人の意思を尊重しつつ、本人の潜在能力や強みを最大限に発揮できるよう支援しながら、本人らしい生活の実現を目指してサービスを提供します。

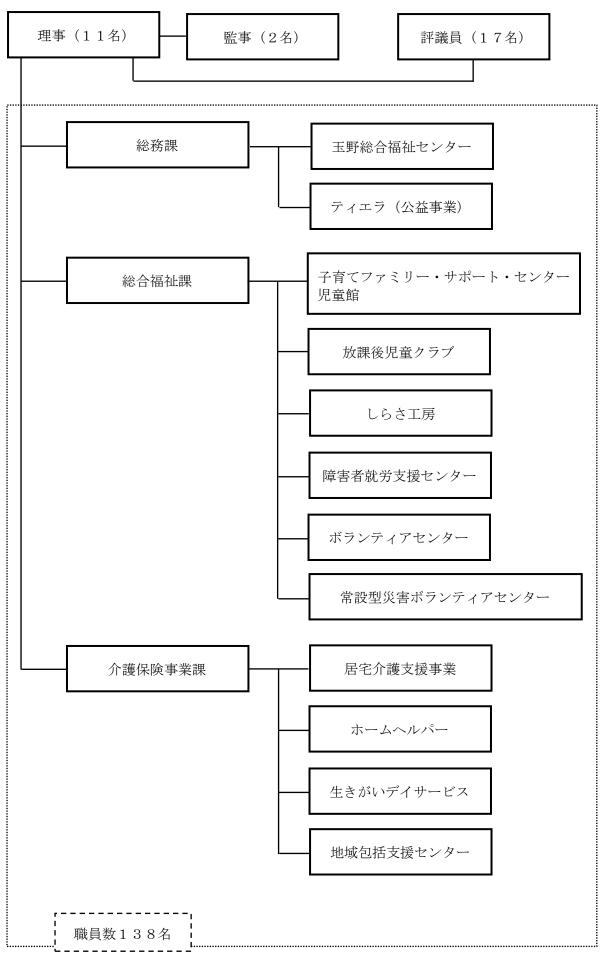
また、利用者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・推進に寄与するべく、介護の枠を超えた多職種との連携強化・充実を図るとともに、利用者を支援する過程において不足する社会資源を積極的に発見し地域ケア会議へ繋げます

さらに、今年度は「第8期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定年度であることから、各事業所で掴んだ住民ニーズを代弁することで、地域の実態に即した計画策定に寄与します。

5 その他事業(公益事業)

玉野市から無償貸与を受け運用しているティエラを、利用者が可能な限り利用できるよう事業を実施します。

令和2年度玉野市社会福祉協議会事業組織



令和2年度玉野市社会福祉協議会経理拠点区分

拠点区分	サービス区分
法人運営事業	法人運営事業
	玉野総合福祉センター運営事業
地域福祉推進事業	共同募金配分金事業
	地域福祉推進事業
	貸付事業
	法人後見事業
	福祉サービス利用援助事業
	在宅福祉サービス・相談事業
子育て・障害関係事業	子育てファミリー・サポート・センター事業
	児童館管理運営事業
	放課後児童健全育成事業
	障害者地域活動支援センターしらさ工房管理経営事業
	障害者就労支援事業
介護保険等総合支援事業	居宅介護支援事業
	訪問介護ホームヘルプサービス事業
	障害者ホームヘルプサービス事業
	在宅福祉サービスセンター事業
	生きがいデイサービス事業
	包括的支援事業
	介護予防支援事業
ティエラ管理経営事業	ティエラ管理経営事業

事 業 実 施 計 画

【 法人運営事業 】

1. 法人運営事業

- (1)地域福祉活動を推進する拠点としての組織体制の基盤を強化します
 - ①理事会、評議員会及び監事会(監査)の開催
 - ②経営管理体制の整備
- (2)職員の資質向上と事務局体制を強化します
 - ①職員の資質向上のための研修制度の整備
- (3)会員会費・寄附金の取扱い
 - ①社協会費の使途をより明確にすることで、社協活動への理解・支援を促進し、 会員の加入増加を促す
 - ② 寄附の使途を明確にすることで、地域福祉活動の推進につながるよう周知

(4)広報事業の実施

- ①社協だよりの発行
 - ア) 社協の活動について、広く住民の方々に理解と協力を呼びかけるととも に、地域における福祉課題や情報について広報
 - ○発行部数…26,500部 ○発行回数…年6回(偶数月発行)
- ②ホームページ及びフェイスブックの運用
 - ア)事業の案内や社協の取り組みについて、ホームページ、フェイスブック を利用した情報発信
 - イ) 社協だより等の発行物、申請書類、定款及び規程等の閲覧・ダウンロードなど利便性の向上及び情報公開

2. 総合福祉センター運営事業

- (1)集いの場を提供します
 - ①高齢者、障害者へ娯楽の場を提供
 - ②福祉団体等へ会議室・大広間の貸出
- (2)介護予防(リハビリ)事業を実施します
 - ①看護師による利用者の定期的な健康ケアの実施
 - ②百歳体操などによる介護予防の実施
- (3)総合福祉センターの効率的な運営をします
 - ①限られた財源の中での合理的運営

【 地域福祉推進事業 】

- 1. 企画・広報
- (1)企画調整力の向上と事業強化を行います
 - ①既存事業の体制整備
 - ②新規事業の検討

2. 共同募金配分金事業

- (1)共同募金運動を推進します
 - ①戸別募金、法人募金、職域募金・街頭募金等、募金活動の推進
 - ア)赤い羽根共同募金

10月1日~12月31日

イ)歳末たすけあい募金

12月1日~12月31日

- ②福祉慰問事業(歳末たすけあい配分金事業)の充実
 - ア)慰問対象者の把握
 - イ)慰問金の使い道について随時検討
 - ウ)慰問事業をきっかけに、必要に応じて各種機関へ"つなぐ"活動
- ③啓発・周知活動の強化
- (2)ボランティア活動を推進します
 - ①地域ボランティアの啓発、団体活動への支援
 - ②ボランティアニーズの調査、支援
 - ③ボランティアセンターの活動基盤等機能の充実
 - ④広報誌等を利用しての啓発
- (3)常設型災害ボランティアセンターの事業を強化します
 - ①災害ボランティアの啓発
 - ②災害ボランティアの養成、人材確保
 - ③災害時を想定した訓練の実施
 - ④住民相互の連帯強化を目的とした平常時活動の推進
 - ⑤民間事業者等との協力体制構築
- (4)各種団体への支援・助成等をします

3. 地域福祉推進事業

- (1)地域福祉事業を推進します
 - ①福祉諸団体・協力団体の活動支援
 - ②民生委員児童委員協議会の事務局運営・活動支援
 - ③地区社協の設立・運営支援

- ④小地域(概ね市民センター単位)における地域づくりに向けた協議の場設置 及び地区ボランティアセンターの開設
- ⑤地域福祉活動推進計画の実施及び進捗管理
- ⑥コミュニティソーシャルワーカー (地区担当職員) の配置による住民への 個別寄り添い支援の実施及び住民主体の福祉活動支援の強化
- (2)老人福祉事業を推進します
 - ①百歳慶祝訪問事業の実施
 - ②敬老記念品の配付 対象者:88歳
- (3)通いの場の開設及び活性化を推進します
 - ①サロン開設及び既存サロンの活動支援
 - ②飲食を通じた新たな通いの場の開設支援
 - ③参加促進及び活動の活性化を目的とした資機材の貸出 コミュニケーション麻雀及びディスコンをサロン等へ貸出し、男性の参加 促進や認知機能の向上を目的とした介護予防を推進する
- (4)権利擁護センターの設置に向けた準備をします
 - ①情報収集 · 先進地視察
 - ②市及びたまの権利擁護ネットワーク懇談会等、関係諸団体と協議・検討

4. 貸付事業

- (1)福祉資金等の貸付をします
 - ①一時的に生活資金が不足する世帯等に対しての資金貸し付け
 - ②生活困窮世帯、身体障害者世帯、支援必要者世帯及び、不況による離職者等に対して、岡山県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度の相談・受付
 - ③行政、各関係機関の制度紹介や連携強化
 - ④相談援助技術の向上、相談受け入れ体制の整備
 - ⑤生活再建としての貸付の意味を周知徹底
 - ⑥長期未返済者に対する督促状の送付
- 5. 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)
- (1)福祉サービス利用援助事業を推進します
 - ①対象者(次のいずれにも該当する人) ア)契約などの判断に不安がある人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害

者などであって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用する時の契 約などに不安がある人)

- イ)本事業の契約の内容が理解できる人
- ②援助の内容
 - ア)福祉サービスの手続きについての援助
 - イ)日常的金銭管理についての援助
 - ウ) 日常生活に必要な事務手続きについての援助
 - エ)書類等の預かりサービス
- (2)事業の普及および啓発をします
- (3)専門員、生活支援員の資質を向上します

6. 法人後見事業

- (1)法人後見等の受任を推進します
 - ①成年後見人等の受任
 - ②職員(後見専門員)の資質向上
 - ③後見支援員の配置・活動支援
- (2)地域ぐるみの権利擁護支援体制の構築を目指します
 - ①たまの権利擁護ネットワーク懇談会との連携による成年後見制度の啓発及び「なんでも相談会」の開催
 - ②玉野市における権利擁護体制の構築に向けた、行政及びたまの権利擁護支援ネットワーク懇談会等関係諸団体との協議

7. 在宅福祉サービス・相談事業

- 7-1 ふれあい総合相談事業
- (1)住民の不安解消を目的に各種相談を開催します(()内は相談員)
 - ①介護相談(介護支援専門員、社会福祉士等) 平日(土、日、祝日は除く)
 - ②弁護士相談(顧問弁護士)

毎月 1回

③相続・境界等財産の手続相談(司法書士、土地家屋調査士)

毎月 1回

7-2 移送サービス事業

(1)低所得世帯で、交通機関の利用が困難な高齢者、障害者等の移動手段として、 市内もしくは近隣市外病院への移送サービスを実施します

7-3 福祉車輌貸出事業

(1)社会福祉協議会所有の福祉車輌を、福祉団体、ボランティア団体、支援必要者の家族等へ貸し出し、行動範囲の拡大と外出機会の増加を推進します

- 7-4 福祉用具貸出事業、福祉機器リサイクル事業
- (1)在宅生活を送るうえで、福祉用具の利用が必要な寝たきり又は介護を必要とする人や、障害児・者を対象に福祉用具貸出を行います。
 - ①介護支援用具 … 車いす、介護ベッド
 - (2) 低所得世帯の子育てを支援するために、子育て支援用具の貸出を行います。 ①低所得世帯への子育て支援用具 … チャイルドシート、ベビーベッド
 - (3) 社協が保有する福祉用具及び子育て支援用具について、地域住民から不用となった用具の提供を必要に応じて受け付け、機器の貸出に利用します。

【 子育て・障害関係事業 】

- 1. 子育てファミリー・サポート・センター事業
- (1)相互援助活動による育児支援をします
 - ①会員相互の援助活動のコーディネート促進
 - ②会員相互の交流と研修会開催
- (2)事業内容の周知、啓発をします
 - ①会員数の確保、充実
 - ② P R 活動の強化
- (3)託児ボランティアを派遣します

2. 児童館管理経営事業

- (1)児童の健全育成を推進します
 - ①親子のふれあいを目的とした子育て支援
 - ②仲間づくりを目的とした児童中心のクラブ活動
 - ③伝統行事及び文化活動の推進
- (2)ボランティア団体及び関係機関等との連携、協力を推進します
 - ①巡回児童館事業
 - ②年長児童等来館促進事業
 - ③アレルギー教室の託児支援

3. 放課後児童健全育成事業

(1)児童を取り巻く環境の変化に対応し、心身ともに健やかな児童の育成・支援を推進します

- ①児童及び保護者への安全・安心なクラブ運営・育成の支援
- ②学校、関係機関、地域との連携
- (2)支援員の資質向上のための研修を実施します

4. 障害者地域活動支援センターしらさ工房管理経営事業

- (1)在宅知的障害者の自立を支援します
 - ①一人一人に合わせた軽作業の指導及び生活訓練の実施
 - ②安定的な作業の確保と新規作業の開拓
- (2)関係機関等との情報交換やネットワークを強化します
- (3)地域での共生に向けて啓発活動を充実します

5. 障害者就労相談支援事業

- (1)障害のある人の一般就労の機会を拡げるとともに、同じ職場で安心して働き続けられるように、就労面と生活面を一体的に支援し、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります
 - ①就労面の支援
 - ア)本人及び家族、事業主等からの就労全般に係る相談に応じ、関係機関と 連携しながら個々の適性及び能力にあった就労先の紹介、独自の職場開 拓等により求職活動の支援を行う
 - イ)本人、家族、雇用主等からの相談を受け、必要な助言及び調整を行い、 継続的就労の支援を行う
 - ウ)離職時における事業主との調整及び諸手続きの支援、離職後の生活等の 相談又は再チャレンジに向けた支援を行う
 - エ)職員の資質向上を図る
 - ②生活面の支援
 - ア)本人の日常生活リズムを調整し、かつ、健康管理、金銭管理、余暇活動 等に関する相談及び助言を行う
 - イ)家族や同僚等対人関係の相談もしくは調整のほか、住居の確保、年金等 の申請、福祉サービス等の利用支援を行う
 - ウ)本人が目指す独立自活の支援、将来設計に関する相談、自己選択又は自己決定支援を行う
 - ③関係機関との連携及び地域開拓の促進
 - ア)関係機関等との相互の情報交換及び連携を図り、地域における就労相談 支援のネットワークの整備に努める

- イ) 就労希望者の積極的な掘り起こしを行うとともに、障害者雇用に取り組 もうとする職場の新規開拓を促進する
- ④一体的な相談支援体制の構築
 - ア) 障害がある人の日常生活における相談に柔軟に対応し支援できる体制づ くりに努める

【 介護保険等総合支援事業 】

1. 居宅介護支援事業

- (1)介護保険の理念である「自立支援」「尊厳の保持」を基本とし、利用者及び家族の意向を踏まえた適切なアセスメントによる居宅サービス計画を作成し、在宅生活を継続できるよう支援します
- (2)地域包括支援センターとの連携を密にし、支援困難事例の受け入れを積極的に行います
- (3)職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

2. 訪問介護ホームヘルプサービス事業

- (1)介護給付対象者への在宅生活及び自立を支援します
 - ①ホームヘルパーを派遣し、利用者の能力に即した身体介護及び、生活援助の サービスを提供し、利用者の自立を促進
- (2)総合事業に対応したサービスを実施し、対象者への在宅生活及び自立を支援します
- (3)職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

3. 障害者ホームヘルプサービス事業

- (1)障害者総合支援法に基づく、在宅生活及び自立を支援します
 - ①ホームヘルパーを派遣し、日常生活又は、社会生活を営むために必要な身体 介護、家事援助、同行援護等のサービスを提供
- (2)職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

4. 在宅福祉サービスセンター事業

- 4-1 生活支援ヘルパー派遣事業
- (1)介護保険の要介護認定において「自立」と認定された高齢者で、家事の支援を希

望する人にホームヘルパーを派遣し、家事援助及び日常生活の指導・支援を行うことで、要介護状態への進行を防止します

4-2 産褥期ヘルパー派遣事業

(1)出産後、間もない人(1年以内)で、育児・家事等の支援を希望する人にホーム ヘルパーを派遣し、家事援助及び日常生活の指導・支援を行うことで育児の負 担を軽減します

5. 生きがいデイサービス事業

- (1)65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者の生きがいづくりと介護予防を図り自立した在宅生活を支援します
 - ①趣味・娯楽活動の充実
 - ②パソコンを用いた娯楽活動の充実
 - ③各ミニデイサロンの交流事業の促進
 - ④百歳体操などによる健康促進と介護予防の推進

6. 地域包括支援センター

- (1)地域の福祉力を高めるための啓発活動と地域づくりに向けて取り組みます
 - ①新たに小地域ケア会議等を基盤とした互近助ネットワークの結成により、地域課題の早期発見と課題解決に取り組む仕組みを構築する
 - ②住民とともに百歳体操やふれあい・いきいきサロン等通いの場を生活圏域毎に組織化し、地域での交流や活躍の機会をつくり介護予防を推進する
 - ③認知症への理解を深めるとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域 作りを目指す
 - ④民生委員との連携により、住民により身近な場所でニーズを掘り起こし、他 機関と連携を図りながら福祉課題の解決を図る
- (2)要支援者及び相談者を、包括的・継続的に支援します
 - ①高齢者の望む暮らしの実現のため適切な目標を設定することで本人の意欲 を高め、自立や介護予防を促すケアマネジメントを家族やサービス事業所等 とも共有しながら行う
 - ②高齢者のニーズを充足するため積極的に住民参加型サービス (インフォーマルサービス) や民間サービス等を取り入れたケアマネジメントを提案する
 - ③ケアマネジャーや関連機関と困難事例の解決に向けて包括的・継続的に協働 する
 - ④個別ケース会議の対象を要介護者に広げることで自立支援や重度化防止に

重点を置いた切れ目のないケアマネジメント体制を構築する

- (3)地域・行政・社協・包括並びに専門職の連携強化と協働、人材育成に取り組みます
 - ①個別ケース会議をとおして、個別課題の解決だけに留まることなく、地域の 課題や不足する社会資源を発見し「地域ケア推進会議」や「協議体」へ提言 する
 - ②認知症初期集中支援チームの活動を円滑に進めるため、担当医、担当課と協働する
 - ③スキルアップ研修の開催により、市内外のケアマネジャーの研修機会確保及 び介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る
 - ④相談窓口連絡会の連携の輪を広げると共に、在宅医療連携の一翼を担う取り 組みを検討する
 - ⑤研修へ積極的に参加し、個々のレベルを高める
 - ⑥市担当課との定期的な連絡会を開催し、センターの運営状況の共有と業務改 善に取り組む

【ティエラ管理経営事業 】

- 1. ティエラ管理経営事業
- (1)趣味活動をとおした健全育成及び福祉の推進を支援します
 - ①施設の効率的運用
 - ②施設貸出による趣味・娯楽活動及びグループ活動の場の提供